

中国法史講義ノート(Ⅲ)⁽¹⁾

森田 成満

註

(1) 中国法史講義ノート(Ⅰ)、(Ⅱ)は、星葉論集二九輯、三〇輯に収載。

第四章 裁判の手續

第一節 断獄と聴訟の仕組み

一 断獄の仕組み⁽¹⁾

断獄の特徴 「統治の一部門としての裁判」 命盜を中心とする徒刑以上の刑罰を科する事案を重案とし、官が行うその裁判を断獄とか断罪と呼びます。笞杖の刑に止まる戸婚田土錢債の事案は細案であつてその裁判を聴訟と言います。⁽²⁾ 断獄も聴訟も権力を分立しない官の統治の一部門であり裁判は治安の維持を目的とした官の処分です。

「稟議制の手續と必要的覆審制」 断獄は事案の全段階を包摂する稟議制の手續(起案↓回議↓決裁↓実施↓記録)に沿つて進みます。総督、巡撫が律例を引用(「照」)⁽³⁾した案を作りそれを受け取つた皇帝は刑部に諮問した上でその案の当否

を決裁します⁽⁴⁾。例外的には皇帝が新たな判断をすることもあります。斥けたときは督撫に差し戻します。犯人（「人犯」）に対する処罰の内容を定め（右記の起案に当たる）皇帝の審査に回し（「回議」）その可否の判断を委ねて（「決裁」）裁可を得られれば執行（「実施」）し必要な事後報告（「記録」）をなす督撫は現場の主管者として皇帝と共に断獄手続の中核にありました。

督撫が案を定めるまでは階層をなす官僚組織に沿って自動的にいわばボトム・アップで案を作り上げて行きます。断獄を必要的覆審であるとして来た従来の理解は案の作成段階の説明に止めるべきです。さらに言えばそこでの判断が独立していないことから見て案の作成段階も稟議制の中で理解する方がよいと考えられます。

「官の主導性」 手続の開始と進行を主導するのは官です。官が職権的に動きます。

「実質的真実主義」 真相を解明して犯罪者を取り逃がさないという実質的真実主義に立っています⁽⁵⁾。時効制度、拷問の禁止、無罪の推定、確定力あるいは一事不再理等の法理は存在しません。犯人を保護する発想に乏しいのです。犯人が享受できるものは官吏が法に従う反射的な利益でしかありません。

滋賀秀三氏は現代の刑事裁判は厳格な手続に沿ってなされた特定人の真実に近似する判断を真実と代置する判定であるとし、それ故裁判官個人の責任が問われることはないと言われます。他方、清代の裁判は真実そのものを追求するものであり裁判官個人が免責されることはないとされます⁽⁶⁾。しかし、手続の内容やその多い少ないとか成文化されているか否かの違いはあつても清代の重案に手続規範がない訳ではありません。また、現代の裁判も真実を求めない訳ではなく一層の真実への接近を目指して審理を繰り返すことができるようになっていきます。現代の裁判と比べたときに最も留意すべきは手続の緻密さや追求の対象が近似的真実か真実そのものかということよりも現代の裁判が真実発見と共にその前提として人権の確保という価値を重視しているのに対し、断獄は目的を真実追求に限っている点にあります。裁判官個人を免責

するか否かは何を問責の要件にするかという実体的な政策判断（ポリシー）によるのであつて手続のあり方と論理必然的な関係はありません。

〔民事的処理の付帯〕 現行法のように一つの事件を刑事手続と民事手続に分けて手続が同時に別々に進むようなことはありません。必要であれば重案のための刑事手続の中で民事面の処理をします。

断獄を司る機関 断獄は皇帝が官僚機構を手足として使つて司ります。原理的には皇帝が総督、巡撫が作つた犯人に対する処罰案を刑部に諮問して当否を決めます。ただ、この決定権限を死刑事案を除いてその重大性の程度に依じて特定の官衙に委託しています。⁷⁾ 執行と報告は督撫の責任で行います。

審理の目的と対象 〔審理の目的〕 犯罪の成否を判別し有罪であれば刑罰の量定をなすことが審理（「審看」）の目的です。有罪のときどのような犯罪類型になるかも重要です。（「罪名雖無出入・援引究未允協」）ただ、犯罪の成否や類型を決める事実は量刑のための事実に含まれているし犯罪の成否を決めるときと量刑するときの間に証拠法上の違いはありません。それ故、犯罪の成否や類型の認定と量刑は手続を分けずに同時に行います。捜査段階では重大な犯罪が成立するか否かを調べて犯罪が成立する蓋然性が高いと思われる事件を法廷審理に委ねるのであつて、法廷では量刑を軸に手続を進めて犯罪の成否や類型を確定し刑を定めます。定擬するときに犯罪の成立が確定し刑罰が決まることとなります。判決手続に於いて予断を排除して訴因という形で示された犯罪事実を決められた証拠法によつて認定し、その後に事実の範圍も証拠法の内容も異なる量刑手続を置く現代の刑事訴訟手続とは異なります。

〔審理の対象〕 審理の対象は事件の全体を見て承審官が決めます。犯罪の成否に関する事実と量刑事情が審理の対象となります。もともと律例は不文の準則によつて犯罪であると判断された行為に科するべき刑罰を示す量刑の例示でありました。ところが、成文化されると律例の条項は犯罪類型として犯罪の成否を考へるとききの枠にもなつて行きます。事実上、

引用する蓋然性が高い律例の条項があればそれが示す枠を取り付きどころにして捜査し審理したのでしよう。

断獄の進行過程 「捜査」 律は断獄の開始について不告不理の規定を置いています。しかし、清代にあつては捜査の端緒があるとき州県官は進んで捜査を開始して状況を省内の上級官衙に報告します。とりあえずの報告書（「通稟」）と正式の報告書（「通詳」）とがあります。その後は時に上級官衙による指導、監督があり得ます。これを訪案と呼びます。捜査には佐武官や首領官である吏目、典史とか属官である巡檢、さらには衙役が州県官の手足として動きまわりました。⁽⁸⁾ 拘禁施設として獄があります。立案するための十分な証拠を収集する見込みがないとして捜査を止めることはあるけれども時間が経過したときに処罰手続の開始を認めない時効制度はありません。

「法廷審理」 犯罪が成立する蓋然性が高いと判断されるとき州県官は法廷（「堂」）での手続（「庭質」、「帶堂」、「過堂」、「到案」）を始めます。

法廷に於ける審理手続は事実上公開されています。

地方の下級官衙は上級官衙へ問い合わせることがあるし上級官衙からの指導があり得ます。総督、巡撫は刑部の意見を問い合わせた（「咨請部示」）ときを除いて事前に報告することはないので刑部が進んで指導や監督をすることはありません。⁽⁹⁾

捜査と法廷に於ける審理とは一連であつて法廷の内と外は連続しています。⁽¹⁰⁾

事実は証拠によつて合理的に認定します。神判は存在しません。証拠は関係者が提出することもあるし官が収集することもあります。いずれにせよその採否は官が決めます。

違法性と有責性に分けてその存否や大小を評価するのではなくて具体的な行為の中で犯罪性を総合的に評価することがあります。まず違法性の有無、大小を認定すると決まつてはいません。

有罪の立証ができないときでも挙証責任の考え方はありません。無罪の推定はせずに実体的真実の発見を目指します。⁽¹¹⁾もつとも州県官は有罪の心証を得たから法廷を開いて審理し始めたのであつて犯罪の成否がはっきりしないことはまずありません。

伝聞証拠は避けて使わないというそれなりの事実上の基準があります。⁽¹²⁾重案だからといって、また、犯罪事実に関する事実であるからといって格別厳格な証拠法が適用される訳ではありません。一定の拷問は合法であり供述は無理やり言わせた任意性の乏しいものでも他の事柄と総合して見て信用できるとすることがあります。

心証形成は承審官の任意です。

証拠力に外からの制約はありません。ただ、経験に基づく事実上の判断基準があります。複数の証拠が一致したとき証拠力は大きくなります。ある事実があるとされたとき他の事実の存在を推定する間接的な証明方法もあります。

〔定擬〕 律例を適用し犯人に対する処罰案を作るときを定擬（「擬律」、「擬罪」と呼びます。そのためにはいわば供述調書である供述のほかに罪を犯したことを認容する招状と呼ばれる書類を取った成招とか獄成と呼ぶ状態になっていることが必要です。それは取調べをする州県から督撫までの官員の行為を制約します。もともとは本人しか犯罪事実を知らないし、また、本人は知っていると考え犯罪行為をなしたという認容があつたときに犯罪事実が立証されたとしたのでしよう。ところが本人の認容の果たす役割が形式化して重案に於ける単なる証拠ではなくて定擬するための要件となつて行きます。ただ、それは定擬するための必要条件であり十分条件ではありません。事実の認定権は官にあるのであつて認容があつてもそれに沿つて定擬しなくてもよいのです。

〔解審〕 州県官は府に事案を委ねるか否かを判断します。事実上、ここで重案か否かが決まります。州県や府の官衙は審理し犯人に対する処罰案は作るけれどもその内容を決定してしまふことはできません。州県官は案を作つてそれを犯人

の身柄と共に府の官衙に送つて（「招解」）知府の審理に委ね、知府はさらに省の官衙にまで送つて審理を繰り返します。（「解審」）ただ、簡便化して身柄を省までは送らないことがありました。それを原則に対する例外とする理解と事案の軽重や時代による手続の変遷であるとすると理解があります。⁽¹³⁾

事案を受け取つた府や省の官衙が駁斥することもあります。その理由の第一は、事実認定の間違いです。案情不確故調べなおせと言います。⁽¹⁴⁾第二は法の適用の間違いです。その一は法の適用をなす前提要件が満たされなくなる招状の撤回（「翻異」）であり、一は法解釈の間違いです。また、作業仮説として取り上げた事実の範囲が間違つているときもありません。⁽¹⁵⁾（「引断殊未允協」）駁斥したらもとの官衙に差し戻すのが通例ではあるけれども上級官衙自ら判断することもあります。

〔「定案」〕 犯人に対する処罰の内容を決定することあるいは定めた内容を定案と呼びます。州県官衙から順に繰り返して審理して作り上げた案を基礎にして定案の権限を持つ督撫等が決定します。いわば起案であつてこれが次の結案のための素案になります。その後犯人の身柄は州県に送り返して結案を待たせます。

〔「結案」〕 執行等の手続は残るけれども定案に対するいわば決裁に当たるととき犯人の処遇を決めるといふ狭い意味の断獄は終結します。これを結案と呼びます。定案をもとに督撫が終結してよい外結の事案（「批結の案」）と中央の審査を経て結案する内結の事案があります。題結の案は督撫が案を起こして上奏しそれについて皇帝が刑部、三法司等に諮問して審査し答申させて結案します。咨結の案は刑部に督撫の案を審査し裁可する権限を与えています。

刑部の審査は送られてきた書類のみを根拠にします。犯人を取り調べることはありません。書類にない新たな証拠を収集することもありません。事案は省ごとに設けられている清吏司に委ねられその書吏が作った案に司官が意見を記しそれをもとに堂官が判断します。⁽¹⁶⁾ そのとき律例館に参照するべき先例（「成案」）の有無等について諮問することが少なくあ

りません。それを通して法の統一がなされました。

皇帝が答申を斥けることはまずないけれども刑部が督撫の案に賛同しなかつたために結案しないことはよく見られます。刑部が督撫の案に賛同しない理由は省や府がその下級官衙の案を駁斥する理由と全く同じ訳ではありません。刑部は取り調べをしないので翻異されて斥けることはありません。また、刑部と督撫の意見が合わないときは皇帝の判断を仰ぎます。咨結の案について刑部には進んで刑罰を決める権限は与えられていないのであつて自判することはありません。

執行 執行（「決」）することを徒、流刑は発落と呼び死刑は正法と呼びます。執行の前提として結案の内容を犯人に告知したのでしょう。刑罰の執行は、通例、身柄を確保している州県が督撫の指揮下でなしたと推測されます。

因みに、死刑に処するとされたけれども監候の場合は後に記す秋審に委ねるのであつて執行するか否かはそこでなされる審査の結果によります。⁽¹⁷⁾

報告 執行の責を負う督撫は上級の官衙に事案の結末を報告します。批結の案について刑部へ報告します。これを彙報と呼びます。咨結の案について皇帝へ報告します。これを彙題と呼びます。題結の案は皇帝が直接関わっているので報告する必要はなかつたのでしよう。

律例の手續の調整 時に律例が規定する手續を事実上、あるいは法律上修正、補充して手續を簡略化する調整をなすことがあります。⁽¹⁸⁾ 律例と異なる違法な処理ではあつても上級官衙が関知しなければ事実上有効なものになります。また、律例とは異なる法が作られたり事前に皇帝から権限を授与された場合や事後に個別的に容認する皇帝の判断がなされたときそれは特別法として、あるいは特例として律例に優越します。ただ、原則となる準則はあくまで律例であつてそれらは調整するための措置であつたと見るのが至当です。

例えば第一に、律例の手續によれば解審すべき事案について調整して州県で終わらせる場合があります。被害者のい

る犯罪に於いて当事者間で金銭和解が成立したときにこのように処理されることが多いように見えます。ときには事実認定を曲げて軽い犯罪としてみようこともあつたと言います。その背景には当事者が和解を望んだとか官が断獄の難しさを避けようとしたとかの事情があります。第二は、治安を維持するという断獄の目的を達成するために皇帝へは事後報告に止める死刑手続の調整が時に所により見られます。その一に、督撫が判断して即刻処刑して事後的に上奏する恭請王命があります。二に、督撫が裁可して当該地方の官員に執行させて中央には事後に通知するに止める就地正法があります。道光末期以降、費用がかかるだけではなく犯人奪還等の恐れがある等の招解に伴う課題を解決するために省都での解審が免除されたことから始まります。太平天国の乱以降は治安が安定しない地域で嚴罰を目的にした即決という地方官による結案と執行がなされます。同治年間以降、省によつてはそのための章程が作られました。

二 聴訟の仕組み⁽¹⁹⁾

聴訟の特徴 「全体的観点からする教令」 聴訟は官が主導する教令的な一方的処分です。判決を出した後に遵結を提出させます。滋賀秀三氏は判定に拘束力がある点に裁判の本質があり調停は同意を得て終結するものであるとされます。そして聴訟は後者に当たるとし糾問教諭的調停ととらえられます。しかし、強制的に遵結を取ることもあるのであつて官がなす教令というのが至当です。また、遵結は官と具呈人（原告）および官と被告の間で別々に授受されるのであつて判決には両当事者間の合意を保護するという私法の色合いは薄くその意味でも調停として説明するのはよくありません。

直接の紛争原因を見て解決を計ることが軸にはなるけれども共に榮えるために全体的観点から紛争を治めることを目指すところに実体面の特徴があります。調整的、修復的あるいは能動的判決をなすことがあります。

「**相対的解決**」 重案の手続とは異なり当事者間の紛争解決に必要な限りの相対的解決をなすのが原則です。

「**法と裁判の關係**」 滋賀秀三氏は訴訟のあり方が法や法思想のあり方を規定するとされます。聴訟は行政的な裁判で

あつて当該事案に於ける法を宣言しないので実定私法体系を育てる必要がないし、また、拘束力のある判定である裁判は法の存在を強く要請するのに対して調停は当事者が同意するので法への関心は弱くなるとします。⁽²⁰⁾しかし、近代以外の国家の統治や法の仕組みの特徴を見るためには近代法のような訴訟で適用するものだけが法であるとするのは一層深く緻密に分析することをあきらめてしまうことでありよくありません。訴訟に於いて法がどこまで適用されているかに着眼してむしろ法から訴訟のあり方を説明するのがよいと思われれます。裁判が行政的な性格を帯びたからといって法が存在しない訳ではありません。統治政策は存在するのであつて官と人民の間の規範である公法としての民法は存在しています。法と情理が分けられていないので法理としてとらえるのがよいけれども例えば家族や土地支配は一般的にかくあるべしと官が考える公法としての行為規範である家族法や土地法は存在します。時に調整することはありました。ただ、裁判でも通例はそれに沿う判決をなして紛争の解決を目指しています。⁽²¹⁾

〔民事手続への純化傾向〕 律例は官に対する人民の地位を規定する公法です。民間間の関係を記す民事的条項も刑罰を規定しています。ただ、聴訟は律例を殆ど引用しておらず刑罰による取締りの色彩が薄らいで民事手続として自立する傾向にあります。民事法理は刑罰を科して守らなければならぬ程には官の利害に関係していないのでしよう。

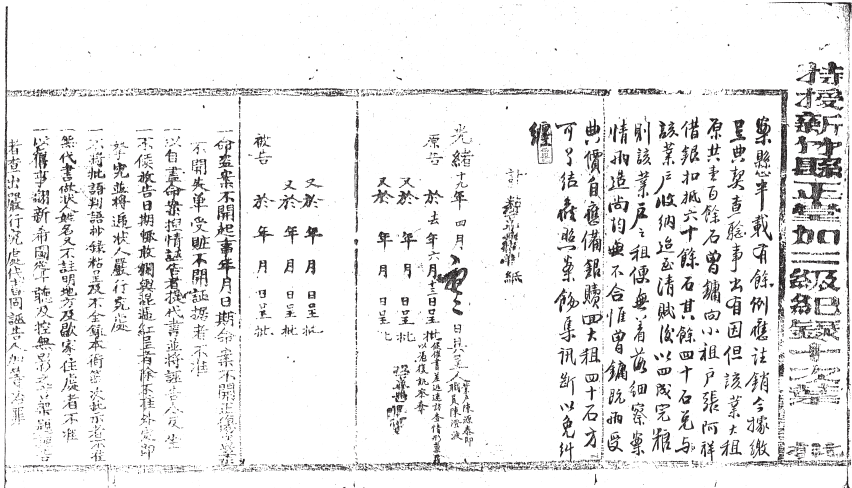
聴訟を司る機関 州県は定案し結案する権限を与えられています。さらに執行や報告をなすことも州県に委託されています。州県自理の案と言います。

審理の対象 共に栄えるために紛争を全体的に解決する制度であることを反映して審理の対象は誰が誰と何を争っているかという紛争の主体や客体を中心にはするけれども、それらに限られません。紛争の主体は訴状の記載等を見て決めます。審理の対象は判決時まで変化し得ます。紛争は個別的であり事実は無限にあり得るけれども実際は適用する可能性の高い法理を作業仮説として睨みながら審理の対象を考える点は断獄と異なりません。

〔法廷審理〕 法廷を開くために期日を定めて関係者を任意にあらはすは強制的に出頭させます。この段階でいわば強制管轄となります。通例、調停をするかどうかは審理がある程度進んでから決めます。調停は官員が証擲方法や論点を挙げて循役に命じるのが一般です。調停がうまくいけば官の裁可を経て紛争を決着させます。

証擲法に断獄との間に大きな違いはありません。滋賀秀三氏は事実認定は衆人の共通認識の成立を目標とするとされるけれども、そのためにはつきりした制度がある訳ではありません⁽²⁴⁾。恐らく現代の裁判も主権者たる国民が共通して納得する事実認定を目標にしています。聴訟に於いて共通認識が成立したことの認定を含めて事実認定は承審官の心証によつたとするべきです。

〔定案、結案〕 審理は一回で終わることが多いけれども回を重ねることもあります。格別判決（「堂論」）のための期日がある訳ではありません。判決は法廷審理の終わりに口頭で告げ後刻書類に整えます。原告と被告を判決の名宛人とします。定案したときはそれぞれからそれを受け入れることを誓う甘結を提出させて州県で結案します。重案のような定擬の前提として罪状に対する認



訴状の左半分

容を求めるのではなく判決に対する認容を求めます。重案に於ける罪状の認容と同じく無理やり書かせることもあります。民事的事実は必ずしも自分がなした行為ではないので当事者が正しく事実を知っているとは限らないし、また、法理を調整することもあるので判決への認容を求めるでしょう。また、そもそも重案は定案をなした官員を名宛人として結案するのであつてそこには判決を言い渡すという言葉にふさわしい手続があつたようには見えません。

〔和息、註銷〕紛争の解決のために官と人民は共働しています。民間で仲介者（公親）が間に入って和解（和息）することがあります。公親が官に和息状を提出して官が裁可した後に当事者が遵結を出すと判決と同じように扱われました。また、立ち消えになる事案が多く見られます。勝ち目がないと見たときの官に利用価値がなくなると訴を放置する当事者が少なくなつたのでしょうか。官は結着を見届ける必要はないのでそれ以上進んで関わりとうはしません。事案を消去します。それを註銷と言います。訴の六割位は和息あるいは註銷で終わつていと言います。もつとも、後で訴が蒸し返されることもあります。そのとき官は必しも形式論で斥けはしません。判決に確定力はないのです。

執行 判決と一致すれば主張に重みが付くし官も判決の履行のための配慮はするけれども完全に履行を確保する方法はありません。判決はそもそも人民にとっては外的な存在である官の判断です。それ故、現代の人民主権国家のような予め承認している制度の中の義務違反者に対する強制ではなくて、外からの説理もしくは強制か、あるいはそれに対する心服もしくは屈服かのどちらかによつて執行されます。

報告 州県は結案した州県自理の案について上級官衙へ定期的に報告します。毎月末に上司（府、道、司、督撫）に提出する循環簿、四柱簡明清冊に旧管（前月より繰越）、新取（月内に受理）、開除（月内に解決）、実在（翌月に繰越）の別を記入して進捗状況を報告します。報告まで含めて見たとき聴訟は多くを州県に委ねる簡略化した稟議制的手続として理解できます。地方ですべての手続を終えます。

註

- (2) (1) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判——その行政的性格。若干の治革的考察を含めて」(滋賀著書二所収)。
 笞杖の刑を科する刑事細案は重案と細案のいわば中間的手続で処理されます。州県が上申して順に覆審して行つて督撫が判断する場合と直ちに督撫に詳文で上申し督撫が判断するときと(「詳結」州県が判断し執行した後に督撫に報告する場合があります。〔鈴木秀光「詳結——清代中期における軽度命盜案件処理」(法学六三の四)〕。いずれの場合も犯人の身柄は州県に置かれていて上級官衙がなすのは書類審査でしかないということであり、また、督撫が最終判断をしているということに留意しなければなりません。本稿六頁。
- (4) (3) 官衙内部のその官衙としての意思決定も稟議制的です。例えば刑部の堂官と清吏司の間や按察司の按察使と房の間では下僚提案、上官決裁の關係がはつきりしています。
- (5) 重大事案ほど手間や費用がかかっても真実を追究します。
- (6) 滋賀著書二、七二頁、七二頁。
- (7) (8) 中国法史講義ノート(II)(星葉論集三〇輯)四頁、五頁。
 死亡事案に於ける検視は伍作と呼ばれる衙役がします。拙稿「清代における医療提供の仕組みと違法な治療に対する処罰」(森田成満『法と身体』(国際書院、二〇〇五)所収)。
- (9) 拙稿「清代の人命事案に於ける事実認定の仕組み」(星葉論集一八輯)。
- (10) (11) 拙稿「共犯者が逃亡しているときの清代刑事訴訟手続」(同右書一四輯)。
- (12) 木間正道、鈴木賢、高見澤磨、宇田川幸則著『現代中国法入門』(有斐閣、二〇二二)二八四頁。
- (13) 拙稿(本註10)。
- (14) 鈴木論文(本註2)五八一頁。
- (15) 「案情既未確鑿……再行提犯研鞫」、「案情既多疑竇」、「案情種種可疑」、「案情種種支離」。
 駁斥があつたとき、関係した官員個人の責任を追及します。実質的判断をした官衙程責任が重いのであつてそれ故下級官衙の官衙程責任が重くなります。
 三節註7参照。
 本稿一五頁。
- (16) (17) 寺田浩明「自理と上申の間——清代州県レベルにおける命案処理の実態」(夫馬進『中国訴訟社会史の研究』(京都大学学術出版会)、二〇二二)所収。鈴木秀光「清代刑事裁判における州県官の対応に関する一考察——淡新檔案の科刑事例を一例に」(法制史

研究六二)、同氏「杖斃考——清代中期死刑案件処理の一考察——」(中国——社会と文化一七)、同氏「清末就地正法考」(東洋文化研究所紀要一四五冊)。鈴木氏は杖斃や就地正法と律例とを規範として同じ平面でとらえられているように見えます。律例が原則であり杖斃等は律例を調整する法理として理解するのが至当です。基礎には律例がいわば一般法として存在し続けているのであつて杖斃等をやめたときに再立法の手續を経ずにもとの律例の制度に戻ると考えられます。

(19) 拙著一一七頁以下。滋賀秀三「淡新檔案の初歩的知識——訴訟案件に現れる文書の類型」、清代州県衙門における訴訟をめぐる若干の所見——淡新檔案を史料として、「清代の民事裁判について」(いずれも滋賀著書四に収載)。

本稿(Ⅱ)(星葉論集三〇輯)一三頁。滋賀著書二、三六八頁。

五章、六章で詳述します。

(22)(21)(20) 官に対する請求権を人民は持たないことと関係してどうしてほしいかということをはつきり記さないこともあります。それがなくとも手續は進められます。

聴訟が始まつても州県から直ちにそれを上級官衙へ報告する訳ではありません。上級官衙が指揮命令することはなく州県が独立して判断するのが通例であつたと思われまふ。

現代中国の民事訴訟手續にある立案に類似します。

(24)(23) 滋賀著書四、一八九頁。

第二節 上控

上控する官衙 地方官衙の断獄や聴訟を巡る行為について上級官衙に人民が善処を請求することがあります。(「上控」)

ただ、それは人民の権利ではないし独立した制度として十分には整っていません。断獄や聴訟の外からする手續がはつきりしない行為故、人民は定擬がなされていなくてもいつでも、またどこへでも事実上有利なところになします。時には中央官衙に訴える(「京控」)こともあります。請求するのに時間的な制限はありません。主張内容も限定されず何でもあり得ます。⁽¹⁾

上控に対する処理 官は人民に請求権がないからといってむげには斥けません。今までの官衙に係属していたかを見ながら適宜処理したのでしょうか。断獄に関係して上控した場合その手続に組み込まれて同化し事実上招解制度を補充します。京控は具奏、咨回、駁斥に三分して処理します。例えば嘉慶年間には督撫に送ったり欽差大臣を派遣して審理したり、あるいは刑部が審理したと言います。

註

- (1) 現代中国の信訪制度に似ています。

第三節 秋審と勾到手続⁽¹⁾

一 秋審

秋審の目的 死刑犯罪のうち処刑を急ぐものを仕分けして立決として抜き出し、残りを監候として執行せず翌年の秋までにもう一度見直します。直ちに処刑しなければならない程凶悪な犯罪ではないけれども、すぐには減刑できないときに監候とします。立決とするべきか監候とするべきかについては律例が記しています⁽²⁾。その手続を秋審と呼びます。情実(処刑相当)、緩決(翌年の秋審に入れる)、可矜(減刑)、留養(父母の介護のための釈放)のどれかに処遇することを決めます。明代に始まり清初に確立した制度だと言います。

そこには判断を一年遅らせることから来るいわば二次的な働きがあります。定案手続を予備的な一応の判断として大卒の事実認定に止めることができます。他の監候事案も纏めて同時に審理することによって他の事案と比べられるので死刑

の適用の均衡を計ることができません。また、それは事実上、拘禁の刑罰を付加刑として科することであり、そこから減刑の可能性も出て来るし一般予防的效果も期待できません。⁽³⁾

秋審の手續⁽⁴⁾ 総督、巡撫が案を作成して皇帝が中央官衙に諮問して決める秋審の手續は断獄に似ています。諮問を受けた中央官衙は督撫の案を軸に審理します。それを斥けるときは代案を示したと思われれます。皇帝は上申に沿って時には督撫とは異なる判断をします。督撫の案を斥けるときは差し戻すのではなく必ず結論を出すのであつて典型的な稟議制とは異なります。

督撫は秋審截止日期までに監候秋後処決となつた犯人を再び取り調べてその処遇の案を決めてそれを五月内に上奏します。⁽⁵⁾ (外省秋審、秋審題本) それが刑部に回付されます。

皇帝からの諮問を受けてそれを審査する中央に於ける手續を準備する刑部は六部、都察院、大理寺、通政使司の堂官、詹事、六科の給事中、十五道の監察御史が参加して八、九月頃に開かれる九卿会審に提出する秋審招冊を作成します。そこには地方官衙が作った当該年度の全ての秋審事案が纏めて記されています。他方、刑部としての意見を纏めるために処遇の案を記す本文(「案身」と末尾部分(「部尾」)からなる略節清冊と呼ばれる冊子を年末から四、五月頃までに作成します。⁽⁶⁾ その後、再調査(「核」)の必要があるときや回付された督撫の意見を見て部内の持ち回りの意見と督撫の意見とが一致しないとき(「内外不符」、「内商外実」、「内矜外緩」)は七月頃に秋審処の官員による司議と堂官の堂議を開いて最終意見を決めます。⁽⁷⁾ 九卿会審では秋審招冊をたたき台にして処理します。そこで改案することになつたときは招冊に改事方箋と呼ばれる紙片を貼り付けます。会議の結論を皇帝に上奏します。

二 勾到手續

勾到とは秋審に於いて処刑するべきであるとされた者(「情実」)の中から皇帝が執行命令を与える者を選び出す手續で

す。「勾決」情実に含まれても処刑されないこともあるのであつて皇帝の慈悲を示すものでした。この手続は清初に始まり徐々に整備されたと言います。情実の犯人の名を書いた紙に皇帝が朱で円を書きその線が横切つた者を勾決としたという説明と刑部、内閣、軍機処によつて予め結論は用意されていたという説明とがあります。そして、免勾とされた者は次の秋審に組み入れられました。

註

- (1) 秋審に関しては高遠拓児、赤城美恵子両氏が精力的に研究されています。高遠拓児「秋審勾決考—清代における死刑執行の手続—」(社会文化史学四〇)、「清代秋審制度の機能とその実際」(東洋史研究六三、二〇〇四)、「清代の刑部と秋審文書」(川端泰博「明清史論集—中央大学川越研究室二十周年記念」国書刊行会、二〇〇四)等。赤城美恵子「可矜と可疑—清朝初期の朝審手続及び事案の分類をめぐつて—」(法制史研究五四、二〇〇五)、「緩決」の成立—清朝初期における監候死罪案件処理の変容—」(東洋文化研究所紀要一四七、二〇〇五)、「日本における秋審研究の紹介と今後の課題」(中国史学会、二〇〇七)等。
- (2) 案を定めるときに督撫が律例に沿つて監候に定擬する一方で刑が軽すぎるとして直ちに処刑するよう皇帝に求めることがあります。また、時には律例を示さないで皇帝の善処を求める場合があります。これを請旨即行正法と言います。条例とされて一般的な制度となつたこともあります。「鈴木秀光「請旨即行正法」考—清代乾隆・嘉慶期における死刑裁判制度の一考察—」(専修法学論集九八)。前者が定案手続によく見かける両請に、後者が夾箋声明に該当します。
- (3) 拙稿「清代法に於ける同謀共毆致死事案の処罰の仕組み」(星葉論集二六輯)。
- (4) 案を定めるときに秋審でなすべき判断を決めておくこともあります。恐らく原則としてそれに従つて処断したのでしよう。
- (5) 犯人の身柄を省まで呼び出して(「提犯」)取り調べるのが原則であるけれども、官の方から州県を回ることもあるし(「巡歴制」)定案手続が終わつても身柄を省に留めて州県に(「留禁省城」)戻さないこともあります。
- (6) それは清吏司の書史が案身を作成することから始まります。そして、清吏司の担当官が案身を添削して部尾に意見(「看語」)を記入します。次いで秋審処で案身の添削と部尾看語の記入をします。最後に部尾に堂官が見解を記入します。この手続を見ること

によつて部としての意思を決める過程が分かります。書吏がおおよその案を作り（「擬稿」）担当の司官が意見を記して素案を作り（「定稿」）最後に堂官が個別に判断します。

(7) 史料として残る不符冊はこの堂議に提出する参考資料です。秋審招冊、略節清冊の部尾の転写および司議の結論（「方箋」）を記載しています。

因みに、稟議制の特徴であり、また文書行政と表裏をなすものであるけれども持ち回りで意思決定をなすのが清代官僚制の原則です。会議は同級の官衙の間あるいは官衙内部の同級の官員の意見を調整するために必要なときのみ開かれます。中央諸官衙の官員が集まって会議を開く三法司の会議とか九卿の会議は同級の官衙間の意見を調整するものです。中央の正官が複数の官衙に於いて持ち回りの手続の結果部内の意見が一致しないときや地方の作つた案と意見が異なるときに開かれる会議は官衙としての意見を定めるためのものです。地方官衙の正官は単独制であつて官衙の意思は書吏に命じて原案を作らせて上申してきたものを正官が添削して決めるのであり本来会議はしません。

〔付記〕

中国法史講義ノート（Ⅰ）（星葉論集二九輯）二二頁八行目訴訟法を裁判の手続に改めます。九行目の定案手続を断獄と聴訟の仕組みに改めます。十行目に第二節 上控と挿入し、十行目の二節を三節に、秋審手続を秋審に改めます。同（Ⅲ）（同書三〇輯）一三頁一三行目の成分法を成文法に、一四頁四行目の全体的解法を全体的解決に訂正します。